

平成15年(再)第23号
民事再生手続開始申立事件

再生計画変更決定確定証明申請書

平成18年6月27日

大阪地方裁判所 第6民事部 御中

再生債務者 南海毛糸紡績株式会社
代表者代表取締役 中 川 猛
上記代理人弁護士 小 林 和 弘



御庁頭書事件について、再生債務者は、平成18年6月16日なされた再生計画変更決定は下記期間内に抗告がなく、確定したことを証明されたく申請します。

記

自 平成18年6月16日(決定送達日)
至 平成18年6月23日

上記記載のとおり相違ないことを証明する。

平成18年6月28日

大阪地方裁判所 第6民事部

裁判所書記官 宮 浩

